

土佐希望の家 医療福祉センター

身体拘束等適正化検討委員会規程

(目的)

土佐希望の家 医療福祉センターにおける、利用者の安全で快適な生活を阻害する身体拘束等を防止し、利用者の安全確保のための支援方法を検討する。

また、やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、別に定める土佐希望の家 医療福祉センター 身体拘束等適正化のための指針を順守する。

(所管)

- (1) 虐待に繋がる利用者の身体拘束等を防止する。
- (2) 発生した身体拘束等への対応方法に関すること。
- (3) 情報収集及び伝達
- (4) 身体拘束等や虐待防止に必要な職員研修に関すること。
- (5) その他、身体拘束等に係ることすべて。

(組織)

委員会は、下記の委員により構成する。

センター長（委員長）、副施設長、医務部長（又は病棟長、医務課長）、総務部長、看護生活支援部長、看護生活支援部副部長（看護担当）、看護生活支援部副部長（看護担当）、看護師長（又は主任）、生活支援課長（又は主任）、在宅支援部長（又は副部長）、通所所長、通所師長。

委員長はセンター長が努めるものとし、副委員長は委員長が指名した者とする。

2 また、同委員会が必要と認めた者。

(召集)

- (1) 定例:毎月1回開催。原則として第二火曜日とする。
- (2) 臨時:正当な手続きを踏まない身体拘束等や疑問をもたれた身体拘束等が発生した場合は、発生後1週間以内に委員長が召集する。

(議事録・資料)

委員長の指名した副委員長によって作成する。

(その他)

やむを得ず身体拘束等を行なう場合は、利用者本人や保護者もしくは成年後見人等にあらかじめ説明し同意を得て実施する。

付則:この規定は平成19年11月15日から実施する。

平成20年4月1日、平成21年9月1日、平成22年4月1日
平成22年11月1日、平成24年4月1日、平成26年1月8日
平成27年8月1日、平成28年4月1日、平成29年4月1日
平成30年4月1日、平成31年4月1日令和元年11月1日
令和2年12月1日、令和3年3月1日、令和3年4月1日
令和3年12月 日、令和4年4月1日、令和4年12月13日
令和5年4月11日、令和7年3月25日、令和7年5月13日